

観光バリアフリーレジャー用品等利用承認申請書

次のとおり観光バリアフリーレジャー用品等を利用したいので申請します。
※太線枠内について、記載してください。□には✓をつけてください。

申請年月日	平成 年 月 日 (曜日)		
貸出希望種別	<input type="checkbox"/> 電動カート <input type="checkbox"/> 電動アシスト付自転車 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> ベビーカー		
貸出時間	時 分	返却予定時間	時 分
留意事項の同意	裏面「利用者留意確認事項」の記載内容について、確認の上 <input type="checkbox"/> 同意します。		
氏名 (自筆署名)		生年月日	S・H 年 月 日
住所			電話番号
			携帯番号
目的地	<input type="checkbox"/> いにしえ街道観光 <input type="checkbox"/> 市街地観光 <input type="checkbox"/> その他 ()		
個人賠償保険加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 (わかる場合会社名) <input type="checkbox"/> 無		
貸出台数	台	車両等管理番号	
確認事項	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他 ()		
貸出・返却施設	江差観光情報総合案内所 (えさし海の駅開陽丸内)		
注意事項	<p>○1日の営業時間は、午前9時から午後4時30分までとします。 ○1日の貸出は、4時間までとします。 ○無断延長や貸出時間を過ぎても返還請求に応じない場合、お客様との連絡不能や行方不明等により不返却の場合は盗難とみなし、所轄警察署に対し盗難届を提出する等の措置をとります。</p>		
返却確認	<p>■返却 平成__年__月__日 (時間 __m__時__分)</p> <p>■点検</p> <p><input type="checkbox"/>返却時の車両状況・・・問題点無し</p> <p><input type="checkbox"/>不返却・要修理、鍵紛失などの問題有り</p> <p>・具体内容：.....</p> <p>・対処方法：.....</p> <p>.....</p>		
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: inline-block;"></div> <p>担当職員 確認者印</p>		

利用者留意確認事項

■利用上の注意

- 1 利用する前には、係員の説明を受けるとともにレンタル用品等に異常がないことを必ず確認した上でご利用ください。

■【出発前の確認事項】

○ブレーキの効き具合 ○ハンドル、シート（サドル）の固定具合 ○タイヤ空気圧等の状態 ○警報ブザー（ベル）の鳴り具合 ○バッテリーの充電状態等

- 2 レンタル用品等を損傷させたり、盗難に遭わないよう十分注意し、適正な管理に努めてください。万一、レンタル用品等に損傷又は盗難が生じた場合には賠償していただくこともあります。
- 3 危険個所又は不適切な場所では使用しないでください。
- 4 歩行者の通行障害となるような行為をしないでください。

■事故発生当時の対応等

- 1 利用者は、レンタル用品等のご利用中に故障やパンク等があった場合又は借り受けたその日の利用時間内に自転車を返却できなくなった場合は、速やかに「江差観光情報総合案内所」に連絡してください。
- 2 道路交通法を守り安全運転を心がけてご利用ください。万一事故が発生した場合は、利用者自らの責任として費用負担も含め対応して頂きます。また、ご利用中の事故等に伴い利用者様が被った不利益や損害について、開陽丸青少年センターは賠償責任の一切を負いません。事故等が発生した際は必ず「江差観光情報総合案内所」に連絡願います。

【発生事項とご利用者（お客様）が行うこと】

事故 （事故相手やご利用者の負傷、物品の損壊）	①負傷者の救護処置、病院等での診察 ②事故相手や損壊物品所有者の氏名連絡先等の確認 ③保険申請のため警察への事故届と、事故証明の発行手続き
盗難、駐輪禁止区域での撤去	盗難時は警察への被害届と、盗難証明書類（受理ナンバー）の発行手続き ※撤去時は撤去関係費用を請求します。
故障（パンク、チェーンはずれ）	自転車店での修理対応と修理費用の負担 ※故障状態のまま返却された場合、修理費用を請求します。
カギ紛失	貸出窓口への再訪とカギの再交付 ※カギの再交付費用を請求します。

■開陽丸青少年センター観光バリアフリーレジャー用品等貸出事業実施要綱

- ・第 10 条（損害賠償の義務） 利用者は、事故の責めに帰すべき事由によりレンタル用品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・第 11 条（免責事項） 利用者が、事故の責めに帰すべき事由により自他の人身又は物損事故については、開陽丸青少年センターは一切責任を負わないものとする。